

平成 17 年南伊豆町議会第 7 回臨時会会議録目次

第 1 号 (8 月 22 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議長の辞職の許可について.....	4
南伊豆町議会議長選挙について.....	5
副議長の辞職の許可について.....	7
南伊豆町議会副議長選挙について.....	8
南伊豆町議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について.....	11
南伊豆町議会常任委員会及び議会運営委員会の委員長・副委員長互選結果報告 について.....	12
南豆衛生プラント組合議員の選挙について.....	12
下田地区消防組合議員の補欠選挙について.....	13
報第 9 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	14
報第 10 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	16
閉議及び閉会宣告.....	17
署名議員.....	19

平成17年南伊豆町議会第7回臨時会

議事日程(第1号)

平成17年8月22日(月)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 南伊豆町議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について
- 日程第 4 南伊豆町議会常任委員会及び議会運営委員会の委員長・副委員長互選結果報告について
- 日程第 5 南豆衛生プラント組合議員の選挙について
- 日程第 6 下田地区消防組合議員の補欠選挙について
- 日程第 7 報第 9号 専決処分の承認を求めることについて(共立湊病院組合規約の一部を変更する規約)
- 日程第 8 報第10号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号))

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第1 議長の辞職の許可について

追加日程第2 南伊豆町議会議長選挙について

追加日程第3 副議長の辞職の許可について

追加日程第4 南伊豆町議会副議長選挙について

出席議員(10名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	6番	梅本和熙君
7番	藤田喜代治君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君

11番 石井福光君

12番 横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	助役	小針弘君
教育長	釜田弘文君	総務課長	小島徳三君
建設課長	高橋一成君	産業観光課長	鈴木博志君
窓口税務課長	外岡茂徳君	健康福祉課長	高野馨君
生活環境課長	石井司君	会計室長	山本正久君
教育委員会 事務局 企画調整課 長	鈴木勇君	水道課長	小坂孝味君
	大年清一君	総務係長	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤博 主幹 栗田忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成17年南伊豆町議会第7回臨時会を開会いたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりでございます。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

2番議員 清水 清一 君

4番議員 谷川 次重 君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は8日22日の1日限りと決定をいたしました。

ここで暫時休憩いたします。

委員会室において全員協議会を開催しますので、お集まりをお願いいたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時38分

副議長（石井福光君） 休憩を解き、再開いたします。

議長の辞職の許可について

副議長（石井福光君） 議長、齋藤要君から議長の辞職願が提出されました。

以下、しばらく議長代理を務めさせていただきます。

ここでお諮りいたします。

この際、議長の辞職の許可についてを日程に追加し議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の辞職の許可についてを日程第3に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、齋藤要君の退場を求めます。

〔9番 齋藤 要君退場〕

副議長（石井福光君） まず、辞職願を朗読させていただきます。

事務局。

〔事務局長朗読〕

副議長（石井福光君） お諮りいたします。

齋藤要君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議なしと認めます。

よって、齋藤要君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

齋藤要君の入場を許可します。

〔9番 齋藤 要君入場〕

南伊豆町議会議長選挙について

副議長（石井福光君） ただいま議長が欠員となりました。

ここでお諮りいたします。

南伊豆町議会議長選挙についてを日程第4に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議なしと認めます。

よって、南伊豆町議会議長選挙についてを日程第4に追加することに決定いたしました。

日程第4、南伊豆町議会議長の選挙についてを議題といたします。

これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を求めます。

〔議場閉鎖〕

副議長（石井福光君） ただいまの出席議員は10名であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番議員、保坂好明君、2番議員、清水清一君を指名いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番議員、保坂好明君、2番議員、清水清一君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

副議長（石井福光君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

副議長（石井福光君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼 投票〕

副議長（石井福光君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（石井福光君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人、1番議員、保坂好明君、2番議員、清水清一君、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

副議長（石井福光君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 8票

無効投票 2票

有効投票中、藤田喜代治君、8票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、藤田喜代治君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

副議長（石井福光君） ただいま議長に当選されました藤田喜代治君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

新議長（藤田喜代治君） それでは、前議長が議長におられますので、退任のごあいさつを

お願いいたします。こちらの方で。

前議長（齋藤 要君） 皆さん、本日は臨時議会、大変ご苦労さまでございます。一言退任のあいさつをさせていただきます。

2年間、振り返ってみますといろいろさまざまなことがありましたが、特に地方分権、三位一体の改革、そこへもってきて合併、2つの合併が失敗いたしまして、住民投票、それから町長選と、いろいろさまざまありました。その間、その都度議員の皆様方には大変ご協力をいただきまして、大変ありがたくこの議長という大役を果たさせていただきました。また、行政の皆様方にも、小さいことやいろいろありましたが、その都度話し合いをして協力をいただき、重ねて厚くお礼を申し上げたいと思います。

ただいま新しい議長が誕生しましたことで、議長を中心にこれから議会と行政が助け合っ
て、町民のために一生懸命ご尽力くださいますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の退任のあいさつにさせていただきます。ありがとうございます。
した。（拍手）

新議長（藤田喜代治君） それでは、ここで新議長就任のあいさつをさせていただきます。

ただいまは皆様のご支援によりまして議長に就任することができました。本当にありがとうございました。身に余る光栄でありますし、身の引き締まる思いであります。齋藤前議長には2年間の激動の期間、名議長として議会を支えていただき、町の発展のために頑張っていたいただきましたことを心中より敬意を表しております。本当にありがとうございました。

さて、今、私どもの町は町を取り囲む環境は大変厳しく、その中で議会に寄せられる責任の重さはだんだんと一段と高くなっております。それで町民の負託にこたえるためにも、また希望の持てるまちづくりをしていくためにも、この責任を果たしていきたい、こう思います。

そして、皆様方には変わらずのご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、議長就任のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

副議長の辞職の許可について

議長（藤田喜代治君） それでは、副議長、石井福光君から副議長の辞職願が提出されております。

ここでお諮りいたします。

この際、副議長の辞職の許可についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の辞職の許可についてを日程第5に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、石井福光君の退場を求めます。

〔11番 石井福光君退場〕

議長（藤田喜代治君） まず、辞職願を朗読させます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） お諮りいたします。

石井福光君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、石井福光君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

石井福光君の入場を許可します。

〔11番 石井福光君入場〕

南伊豆町議会副議長選挙について

議長（藤田喜代治君） ただいま副議長が欠員となりました。

ここでお諮りいたします。

南伊豆町議会副議長選挙についてを日程第6に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、南伊豆町議会副議長選挙についてを日程第6に追加することに決定しました。

日程第6、南伊豆町議会副議長の選挙についてを議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（藤田喜代治君） ただいまの出席議員は10人であります。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番議員、保坂好明君、2番議員、清水清一君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番議員、保坂好明君、2番議員、清水清一君を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（藤田喜代治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（藤田喜代治君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔氏名点呼 投票〕

議長（藤田喜代治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

立会人、1番議員、保坂好明君、2番議員、清水清一君、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（藤田喜代治君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 9票

無効投票 1票

有効投票中、渡邊嘉郎君、7票

横嶋隆二君、2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、渡邊嘉郎君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（藤田喜代治君） ただいま副議長に当選されました渡邊嘉郎君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

前副議長退任のあいさつ、新副議長就任のあいさつを行います。

初めに、前副議長、石井福光君、ごあいさつをお願いいたします。

前副議長（石井福光君） 退任のあいさつをさせていただきます。

このたび副議長に選任されました渡邊君に対して、いろいろご支援をお願いしたいと思えます。同時に、私、過去2年間、いろいろな面で皆様方にはご迷惑もおかけしたことについて、今振り返ってみますと大変反省する点多々あることだということを昨日十分心の中でわかったわけでございます。それから、先ほど議長が言われましたとおり難しい時代になっております。議長と手を組んで、町当局と議会と一つになってこれから進めていただきたいと思います。

私の本当に2年間、皆様方のご協力、またご迷惑に対してまことに申しわけございませんでした。ありがとうございました。（拍手）

議長（藤田喜代治君） 新副議長就任のあいさつをお願いいたします。

新副議長（渡邊嘉郎君） 副議長就任の、一言ごあいさつをさせていただきたいと思えます。

先ほど来は皆様方のご厚意によって副議長という大役にご指名をいただきまして、本当にありがとうございます。先ほど来も新議長ごあいさつの中にもありましたけれども、新議長を補佐しながら、微力ではございますけれども、全力投球で町発展のために尽くしていきたいというふうに考えておりますので、どうか皆様方の今後ご支援とご協力を切にお願いしま

すとともに、前議長、そして副議長、2年間本当に長い間御苦労さまでございました。ありがとうございました。

これで終わりたいと思います。（拍手）

議長（藤田喜代治君） ここで暫時休憩いたします。

委員会室において全員協議会を開会いたしますので、お集まりをお願いします。

休憩 午前10時15分

再開 午前11時01分

議長（藤田喜代治君） 休憩を解き、再開いたします。

南伊豆町議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

議長（藤田喜代治君） 日程第7、南伊豆町議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任についてを議題といたします。

南伊豆町議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任につきましては、南伊豆町議会委員会条例第3条の規定により、任期満了によるものです。

ここでお諮りいたします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

第1常任委員会委員、保坂好明君、漆田修君、齋藤要君、渡邊嘉郎君、横嶋隆二君。

第2常任委員会、清水清一君、谷川次重君、梅本和熙君、藤田喜代治、石井福光君。

議会運営委員会、保坂好明君、清水清一君、谷川次重君、横嶋隆二君、渡邊嘉郎君。

以上のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定しました。

南伊豆町議会常任委員会及び議会運営委員会の委員長・副委員長互選
結果報告について

議長（藤田喜代治君） 日程第8、南伊豆町議会各常任委員会及び議会運営委員会の正・副委員長互選の結果を報告いたします。

第1常任委員会、委員長、保坂好明君、副委員長、横嶋隆二君。

第2常任委員会、委員長、清水清一君、副委員長、谷川次重君。

議会運営委員会、委員長、保坂好明君、副委員長、清水清一君。

以上のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの報告のとおり決定いたしました。

南豆衛生プラント組合議員の選挙について

議長（藤田喜代治君） 日程第9、南豆衛生プラント組合議員の選挙を行います。

本件につきましては、組合同約第7条の任期満了によるものです。定数は、組合同約第5条により、5名です。

ここでお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

南豆衛生プラント組合議員、保坂好明君、齋藤要君、清水清一君、渡邊嘉郎君、谷川次重君。

以上のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、保坂好明君、齋藤要君、清水清一君、渡邊嘉郎君、谷川次重君を南豆衛生プラント組合議員の当選人と決定いたしました。

ただいま南豆衛生プラント組合議員に当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項による告知をいたします。

下田地区消防組合議員の補欠選挙について

議長（藤田喜代治君） 日程第10、下田地区消防組合議員の補欠選挙を行います。

本件につきましては、組合同約第8条第1項の規定により、ただいま欠員中の議員1名について行うものです。

ここでお諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

下田地区消防組合議員、清水清一君。

以上のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議なしと認めます。

よって、清水清一君を下田地区消防組合議員の当選人と決定いたしました。

ただいま下田地区消防組合議員に当選されました清水清一君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

報第9号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 報第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

町長（鈴木史鶴哉君） 本日は、第7回臨時会、ご苦労さまです。なおまた、先ほどは新しい議会構成ということで、正・副議長ほか構成がなされました。引き続いてどうかよろしくお願ひ申し上げます。

本日は2件の専決処分案件でございます。よろしくお願ひします。

それでは、報第9号の提案理由を申し上げます。

平成17年6月23日開催の南伊豆町議会臨時会において議決された南伊豆町収入役事務兼掌条例の制定により、平成17年7月1日から南伊豆町が収入役を置かないことに伴い、共立湊病院組合規約の一部を変更する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないので、6月27日に専決処分を行いました。その内容は、組合規約第9条第4項中、「管理者の属する町の収入役」を「南伊豆町の収入役の事務を行う者」に改めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（藤田喜代治君） これより質疑に入ります。

8番議員、漆田修君。

8番（漆田 修君） この規約の管理者の属する収入役を南伊豆町のという、固定化した意味がちょっと理解できないんですが、逆に言うならば、管理者の属する町の収入役の事務を行う者という解釈であれば、例えば管理者がどこにかわったとしても、その条文はその都度変更する必要はないと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

議長（藤田喜代治君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（高野 馨君） 組合規約に収入役を置いてあるわけですが、その条文には管理者の属する町の収入役をもって当てるというふうになっているんです。ところが、収入役が今回、助役が兼務ということになりましたので、文言を「南伊豆町の収入役の事務を行う者」に改めたということで、他の下田市の今まで収入役さんがなっていたところも、同じように下田市も収入役の事務を行う者という文言にすべてが変わっております。

以上です。

議長（藤田喜代治君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 下田管内の一部事務組合の収入役もそういう表現に一律に変更したということですね。これになぞらえて。

〔「そのとおりです」と言う人あり〕

8番（漆田 修君） 従来、例えば条文の文言としては管理者に属する町の収入役事務を分担する者という表現の方が、仮に例えば私が先ほど申し上げましたとおり、管理者がどこに移ろうが組合規約の変更は必要ないという、一般的には、そういうとらえ方をすると思うんですが、そうであれば了解しました。下田市もそうであるということですね。

議長（藤田喜代治君） ほかに質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第9号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、報第9号議案は承認することに決定いたしました。

報第10号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（藤田喜代治君） 報第10号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（藤田喜代治君） 提案説明を求めます。

町長。

町長（鈴木史鶴哉君） 報第10号の提案理由を申し上げます。

平成17年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）の専決処分につき、提案理由を申し上げます。

本件は、衆議院が8月8日に解散され、第44回衆議院議員総選挙が8月30日公示、9月11日に執行と決定されたことにより、執行する経費を補正する必要性が生じたため、選挙費を緊急に専決処分させていただいたものであります。

専決処分をした補正の内容につきましては、歳出は、第2款総務費、第4項選挙費に衆議院議員選挙事務に係る経費980万2,000円を追加し、小選挙区選出議員及び比例代表選出議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査を執行したいものであります。その財源として対応する歳入は、第16款県支出金、第3項委託金の衆議院議員選挙委託金970万2,000円及び第20款第1項繰越金10万円を追加したものであります。このことにより、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,218万1,000円としたものであります。

どうかご審議、ご承認のほどよろしく願います。

議長（藤田喜代治君） これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（藤田喜代治君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（藤田喜代治君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第10号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（藤田喜代治君） 全員賛成です。

よって、報第10号議案は承認することに決定いたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（藤田喜代治君） 本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

第7回臨時会の議事件目が終了しました。

よって、平成17年第7回南伊豆町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

前 議 長 齋 藤 要

新 議 長 藤 田 喜代治

前 副 議 長 石 井 福 光

署 名 議 員 清 水 清 一

署 名 議 員 谷 川 次 重